

職階別労働者数(企業規模:100人以上)

(単位:10人)

全労働者	1,313,996	100.0%
部長	38,022	2.9%
課長	88,734	6.8%
係長	72,255	5.5%
非職階	1,114,985	84.9%

(資料出所:平成16年「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省))

- (注) 1 全労働者は部長、課長、係長、非職階の合計である。
- 2 「部長」とは、事業所で通常「部長」又は「局長」と呼ばれている者であって、その組織が2課以上からなり、又は、その構成員が20人以上(部(局)長を含む。)のものの長をいう。
同一事業所において、部長のほかに、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「部長」に相当する者がいる場合には、これらの者は、「部長」に含む。ただし、通常「部長代理」、「課長」、「係長」等と呼ばれている者は、「部長」としない。
取締役、理事等であっても、一定の仕事に従事し、一般の職員と同じような給与を受けている者であって、かつ、部(局)長を兼ねている場合には、「部長」に含め、部(局)長を兼ねていない場合には「部長」としない。
- 3 「課長」とは、事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、その組織が2係以上からなり、又は、その構成員が10人以上(課長を含む。)のものの長をいう。
同一事業所において、課長のほかに、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長」に相当する者がいる場合には、これらの者は、「課長」に含む。ただし、通常「課長代理」、「係長」等と呼ばれている者は「課長」としない。
- 4 「係長」とは、構成員の人数にかかわらず通常「係長」と呼ばれている者をいう。
同一事業所において、係長のほかに、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「係長」に相当する者がいる場合には、これらの者は、「係長」に含む。
鉱業、建設業、製造業において「係長」と呼ばれている者であって、その職務の内容及び責任の程度から、「職長」に該当するものとみられる者は、「係長」としない。
- 5 非職階とは、職階(部長、課長、係長、職長など)者以外の者をいう。